

秋田県生活排水処理事業連絡協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、秋田県生活排水処理事業連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県、市町村及び関係機関が連携し、生活排水処理に関する協働事業の計画立案及び事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成させるため、次の事業を行う。

- (1) 秋田県生活排水処理構想（以下「県構想」という。）の見直しに係る検討及び調整
- (2) 生活排水処理に係る広域化・共同化計画（処理場統廃合、維持管理運営共同化等）の策定及び関連する施策の検討及び調整
- (3) 生活排水処理により発生する汚泥の広域処理及び利活用に関する施策の検討及び調整
- (4) その他、県構想及び協働事業の推進に必要な事項の検討

(構成)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三十一条の四に基づくものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- 2 会長は、秋田県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、協議会の構成員の互選によるものとする。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 部会

2 前項に定めるもののほか、協議会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第8条 総会は、協議会の構成員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 要綱の制定及び改廃に関すること。但し、団体名称の変更等軽微な事項を除く。

(2) 高度な判断を要する重要な事項に関すること。

4 総会は、構成団体の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席団体の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者を総会に出席させ、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に掲げる者をもって充てる。

2 幹事長は、秋田県建設部下水道課長とする。

3 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会の議事に関すること。

(2) 検討すべき課題及び情報の収集、提供に関すること。

(3) 部会へ委託する検討事項等に関すること。

(4) 協議会の構成員に関すること。

(5) その他会長が必要と認める事項に関すること

5 幹事会は、必要に応じ構成団体以外の者を幹事会に参加させ、意見を求めることができる。

6 前条第4項の規定は、幹事会の運営について準用する。

(部会)

第10条 部会は、幹事会から委託された特定の課題に関連する団体をもって構成する。

2 部会長は、秋田県建設部下水道課長とする。

3 部会は、部会長が招集する。

- 4 部会は、幹事会から委託された事項について検討等を行う。
- 5 部会は、検討結果等について幹事会へ報告するものとする。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務局は、秋田県建設部下水道課に置く。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は令和元年 5 月 28 日から施行する。

別表第 1

協議会構成員 ※下水道法第三十一条の四より

区 分	団 体 名 等
県 (第一項)	秋田県知事
市町村 (第一項) (第二項第一号)	秋田市長
	秋田市上下水道事業管理者
	能代市長
	横手市長
	大館市長
	男鹿市長
	湯沢市長
	鹿角市長
	由利本荘市長
	潟上市長
	大仙市上下水道事業管理者
	北秋田市長
	にかほ市長
	仙北市長
	小坂町長
	上小阿仁村長
	藤里町長
	三種町長
	八峰町長
	五城目町長
	八郎潟町長

市町村（第一項） （第二項第一号）	井川町長
	大潟村長
	美郷町長
	羽後町長
	東成瀬村長
一部事務組合 等 （第二項第一号）	鹿角広域行政組合管理者
	能代山本広域市町村圏組合理事会代表理事
	本荘由利広域市町村圏組合管理者
	大曲仙北広域市町村圏組合管理者
	湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者
	男鹿地区衛生処理一部事務組合管理者
	八郎潟町・井川町衛生処理施設組合管理者
	北秋田市周辺衛生施設組合管理者
第二項第二号に該当する者	幹事会に諮り認められた者
第二項第三号に該当する者 （学識経験者等）	

別表第2

幹事会

区 分	団 体 名 等
県	秋田県建設部下水道課長
	秋田県生活環境部環境整備課長
市町村	別表第1に掲げる団体において、生活排水 処理並びに第3条（事業）に関連する担当 事務を所掌する部署の長
一部事務組合	